各 位

株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

以下の新規サービスの開始等に伴い、平成26年1月1日より、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則の一部を改正しますので、お知らせいたします。

- 業務規程および業務規程細則の改正点
 - ① 定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始 (業務規程細則第56条関連)
 - ② 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正への対応の明確化 (業務規程第2条・第3条・第7条関連)
 - ③ 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化 (業務規程細則第50条関連)

○ 新旧対照表

【業務規程】

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この規程において使用する用	第2条 この規程において使用する用
語は、法において使用する用語の例	語は、法において使用する用語の例
によるほか、次の各号に掲げる用語	によるほか、次の各号に掲げる用語
の意義は、それぞれ当該各号に定め	の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。	るところによる。
(第1号〜第14号まで略)	(第1号〜第14号まで略)
十五 取引時確認その他本人確認	(新設)
犯罪による収益の移転防止に関す	
る法律(平成 19 年法律第 22 号)	
第4条第6項に規定する取引時確	
認および当会社または窓口金融機	
関に対する請求または届出等につ	

新	旧
いて、当会社または窓口金融機関	
が定める方法で、請求または届出	
等をした者が本人であることを確	
認することをいう。	
(第 16 号~第 25 号まで略)	(第 15 号~第 24 号まで略)
※第15号の新設に伴い号番を改正し	
<u>ます</u>	
(当会社の業務の内容)	(当会社の業務の内容)
第3条 当会社は、法令および業務規	第3条 当会社は、法令および業務規
程等で規定するところにより、電子	程等で規定するところにより、電子
債権記録業に関し、次に掲げる業務	債権記録業に関し、次に掲げる業務
を行う。	を行う。
一 利用の申込をした者の取引時確	一 利用の申込をした者の本人確認
<u>認その他</u> 本人確認および審査なら	および審査ならびに利用者の管理
びに利用者の管理に関する業務	に関する業務
(同項第2号~第8号、第2項まで略)	(同項第2号~第8号、第2項まで略)
(業務委託契約)	(業務委託契約)
第7条 当会社は、参加金融機関との	第7条 当会社は、参加金融機関との
間の業務委託契約にもとづき、法第	間の業務委託契約にもとづき、法第
58条第1項に規定する主務大臣の承	58条第1項に規定する主務大臣の承
認を受けて、次に掲げる当会社の業	認を受けて、次に掲げる当会社の業
務の一部(以下「参加金融機関業務」	務の一部(以下「参加金融機関業務」
という。)を参加金融機関に委託し	という。)を参加金融機関に委託し
て行う。	て行う。
一 利用の申込をした者の取引時確	一 利用の申込をした者の本人確認
<u>認その他</u> 本人確認および審査なら	および審査ならびに利用者の管理
びに利用者の管理に関する業務	に関する業務
(第2号~第5号まで略)	(第2号~第5号まで略)
附 則(平成26年1月1日改正)	(新設)
(施行期日)	
第1条 この規程は、平成26年1月1	
日から施行する。	

【業務規程細則】

【業務規程細則】	
新	旧
(利用者登録事項)	(利用者登録事項)
第3条 規程第2条第24号に規定する	第3条 規程第2条第 <u>23</u> 号に規定する
事項は、次に掲げる事項とする。	事項は、次に掲げる事項とする。
(各号略)	(各号略)
(支払不能情報の照会)	(支払不能情報の照会)
第 50 条 規程第 54 条第 1 項による照	第50条 規程第54条第1項による照
会は、窓口金融機関を通じて当会社	会は、窓口金融機関を通じて当会社
に対し、当会社所定の書面および本	に対し、当会社所定の書面および本
人確認に必要な資料を提出してしな	人確認に必要な資料を提出してしな
ければならない。	ければならない。
2 規程第54条第1項による照会が、	(新設)
第三者に関するものである場合に	
は、法人税法等の法令により必要が	
あるときに限り、当該照会をするこ	
<u>とができるものとする。</u>	
(第3項略)	<u>(第2項略)</u>
※第 2 項の新設に伴い項番を改正し	
<u>ます</u>	
(債権記録に記録されている事項の開	(債権記録に記録されている事項の開
示の請求の方法等)	示の請求の方法等)
第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定す	第 56条 規程第 57条第1項に規定す
る開示の請求は、この条に規定する	る開示の請求は、この条に規定する
ところによりしなければならない。	ところによりしなければならない。
2 次の各号に掲げる開示の請求は、	2 次の各号に掲げる開示の請求は、
当該各号に定める方法でしなければ	当該各号に定める方法でしなければ
ならない。	ならない。
一 通常開示 窓口金融機関が定め	一 通常開示 窓口金融機関が定め
る方法	る方法
二 特例開示 窓口金融機関を通じ	二 特例開示 窓口金融機関を通じ
て書面を当会社に提出する方法	て書面を当会社に提出する方法
三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u>	三 残高の開示 窓口金融機関を通
① 請求日より前の日を基準日と	じて書面を当会社に提出する方法
して指定する場合 窓口金融機	
関を通じて、当会社所定の書面を	

新

当会社に提出する方法

- ② 請求日以降の日を基準日とし で指定する場合 窓口金融機関 を通じて、利用者データベースに 基準日を登録する方法
- ③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用 者データベースに定期的な基準 日を登録する方法

(第3項、第4項略)

5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。

(各号略)

- 6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる 残高の開示の請求は、窓口金融機関 に対し、次に掲げる情報を提供して しなければならない。
 - 一 残高の基準日
 - 二 残高の開示を請求する利用契約 を特定するための情報
 - <u>三 その他窓口金融機関が定める情</u> <u>報</u>

(第7項~第8項まで略)

※第 6 項の新設に伴い項番を改正します

(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)

第57条 窓口金融機関は、法第87条 第2項の規定により、当会社に対し、 自らを窓口金融機関とする利用者 が、開示の請求をすることができる 前条第7項第1号に定める事項につ (第3項、第4項略)

5 第2項第3号に掲げる残高の開示 の請求は、窓口金融機関を通じて当 会社に対し、次に掲げる情報を記載 した書面を提出してしなければなら ない。

(各号略)

(新設)

(第6項~第7項略)

(債権記録に記録されている事項の窓 口金融機関に対する開示の特則)

第57条 窓口金融機関は、法第87条 第2項の規定により、当会社に対し、 自らを窓口金融機関とする利用者 が、開示の請求をすることができる 前条第6項第1号に定める事項につ

新	旧
いて、開示を請求することができる。	いて、開示を請求することができる。
2 当会社は、前項の請求を受けた場	2 当会社は、前項の請求を受けた場
合には、当該請求をした窓口金融機	合には、当該請求をした窓口金融機
関に対し、前条第 <u>7</u> 項第 1 号に掲げ	関に対し、前条第 <u>6</u> 項第1号に掲げ
る事項を開示する。	る事項を開示する。
(第3項略)	(第3項略)
附 則(平成26年1月1日改正)	(新設)
(施行期日)	
第1条 この細則は、平成26年2月24	
日から施行する。	
【別表 1(第 56 条第 <u>7</u> 項第 1 号②関係)】	【別表1(第56条第 <u>6</u> 項第1号②関係)】
(表略)	(表略)
【別表 2 (第 56 条第 <u>7</u> 項第 3 号関係)】	【別表 2 (第 56 条第 <u>6</u> 項第 3 号関係)】
(表略)	(表略)

○ 改正後の業務規程および業務規程細則については、当会社ホームページの トップページに表示されている「業務規程等」から、ご確認いただけます。

以上

(平成25年12月2日現在)